



諫早ケーブルメディア
ISAHAYA CABLE MEDIA

ケーブルプラス電話契約約款

ケーブルプラス電話契約約款

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

(適用)

第1条 本規約は、諫早ケーブルメディア株式会社（以下「当社」といいます。）と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「KDDI：ケーブルプラス電話約款」といいます。）を承諾し、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）より当社を介してケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます。）の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

2. 当社及びKDDI がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

(規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

(契約の成立)

第3条 当社所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込をし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます）。

2. 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 電話接続回線（以下「電話接続回線」といいます。）を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- (2) 申し込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
- (3) その他当社の業務遂行上、支障があるとき

(設備の設置)

第4条 契約者は、ケーブルプラス電話への申し込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。その工事及び保守等は、当社指定の機器、工法等により、すべて当社又は当社の指定する業者が行なうものとします。尚、端末装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

2. 施設の設置、保守の工事を行なうために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。

この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4. 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

5. 契約者は当社が提供した端末装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

(KDDI 提供サービスに係る債権の譲渡)

第5条 契約者は、KDDI：ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金、その他の債務に係る債権がKDDI の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。又、この場合、契約者は、当社及びKDDI が契約者への債権譲渡

に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

(料金)

第6条 適用条件 (料金額)

第4条第1項に定める設備の設置に伴う料金 (以下「設置料金」といいます。) は契約者負担とし、その額は別に定めるところによります。又、KDDI が提供するケーブルプラス電話に係る料金は KDDI ; ケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるところによります。

2. 決裁条件

設置料金及び前条に基づき KDDI が当社に債権譲渡した料金 (以下両者を併せて「本利用料金」といいます) の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。又、その請求については当社指定締日で行なうことといたします。

3. 割増金

契約者が、本利用料金を支払に不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社から別に定める方法によりお支払いいただきます。

4. 延滞利息

契約者が、料金その他の債務 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。但し、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(サポート)

第7条 契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

2. 前項の申告に基づき、当社は当社及び KDDI の設備の修理または対応 (以下「サポート」といいます。) のための手配を行ないます。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。

第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社又は KDDI の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

3. 利用者は、当社の責によらない終端装置の故障、破損又は紛失について、当社が別表 2 に規定する損害金を当社に支払うものとします。

(契約の解除)

第8条 当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。

- (1) 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
- (2) 契約の申込みにあたって、事実と反する記載を行なったこと等が判明しとき。
- (3) 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。
- (4) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
- (5) 工事契約又は契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合
- (6) その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

2. 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

(承諾の限界)

第9条 当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、もしくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠

りもしくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をしたものに通知します。但し、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(個人情報)

第10条 当社は契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

2. 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行なうこと。
 - (3) 個々の契約者に有益と思われる当社のサービス又は当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便・電子メール等により送付し、又は電話すること。尚、契約者は当社が別途定める方法で届出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
 - (4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便・電子メール等により送付し、または電話すること。
 - (6) 契約者の解約日より1年間を限度として、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - (7) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
3. 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
4. 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行なわない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
5. 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律第23条（第三者提供の制限）に該当する場合、当社は必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
6. 当社は、契約者の個人情報の属性の集計、分析を行ない、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。又、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
7. 当社は、契約者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

【別表】

●第6条の1に定める料金額

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1 ケーブルプラス 電話接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
	他サービス未契約者	新規工事	1 ケーブルプラス 電話接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス 電話契約者	撤去工事	1 ケーブルプラス 電話接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費粗糖額

●第10条の7に定める個人情報開示手数料

個人情報開示手数料	会社所定料金
-----------	--------

【別表2】損害金(不課税)

機器名	料金
EMTA (本体・ACアダプタ)	11,000 円/台 (不課税)
HGW (本体・ACアダプタ)	15,000 円/台 (不課税)
R-ONU (本体・ACアダプタ)	25,000 円/台 (不課税)
ACアダプタ ※	3,500 円/個 (不課税)

※単品紛失の場合の料金であり、本体そのものがない場合は一式の料金が適用される。

(実施期日)

この改正約款は平成 23 年 5 月 1 日より実施します。

この改正約款は平成 28 年 4 月 1 日より実施します。

この改正約款は令和 4 年 7 月 11 日より実施します。

この改正約款は令和 5 年 9 月 1 日より実施します。

附則

(暴力団排除条例に基づく契約の解除)

加入者又は加入を希望する者（以下「乙」といいます。）が次の各号の一にでも該当することが判明した場合には、諫早ケーブルメディア株式会社（以下「甲」といいます。）は乙に対し、何らの催告をすることなく本契約を解除する。

1. 乙が本契約締結時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
2. 暴力団
3. 暴力団員
4. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
5. 暴力団準構成員
(構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不当要求行為等を行なうもの又は暴力団に資金や武器を供給するなどして、組織の維持、運営に協力もしくは関与する者をいう)
6. 暴力団関係企業
7. 総会屋等
8. 社会運動等標ぼうロゴまたは特殊知能暴力集団等
9. 上記2から7号に掲げる者に準ずる者
10. 次の各号のいずれかに該当する者
サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）
 - (1) 上記2から9号に該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

② 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一つにでも該当する行為をした場合には、何らかの催告をすることなく本契約を解除する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(実施期日)

この改正約款は平成24年4月1日より実施します。

この改正約款は平成28年4月1日より実施します。